

県立学校諸証明事務取扱要領

(要旨)

第1 この要領は、県立学校事務処理規程（昭和44年教育委員会訓令第9号）第6条第3号に規定する生徒に関する諸証明事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(証明の対象者)

第2 証明の対象者は、県立学校に在学する者、県立学校を卒業、転学及び退学した者（以下「生徒等」という。）とする。

(証明書の種類)

第3 生徒等に対する証明書は、次のとおりとする。

- (1) 在学証明書（様式1、様式1-2、様式1-3、様式1-4）
- (2) 卒業証明書（様式2、様式2-2、様式2-3、様式2-4）
- (3) 卒業見込証明書（様式3、様式3-2）
- (4) 調査書（全国高等学校統一用紙（進学用、就職用））
- (5) 修了証明書（様式4、様式4-2、様式4-3、様式4-4）
- (6) 成績証明書（様式5、様式5-2、様式5-3、様式5-4）
- (7) 単位修得証明書（様式6、様式6-2、様式6-3、様式6-4）
- (8) その他校長が必要と認める証明書

(申請)

第4 証明書の発行を申請できる者（以下「申請者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本人
 - (2) 本人が選任した代理人
 - (3) 本人（県立学校に在学する者に限る。）の保護者
- 2 申請者は、申請者名を自署した証明書発行申請書（様式7）（以下「申請書」という。）を提出し、申請しなければならない。
- 3 申請書は、申請書に定める必要事項について、申請者が自署した書面をもってこれに代えることができる。
- 4 電話、ファクシミリ及び電子メールでの申請は受理しない。

(委任状)

第5 校長は、本人が代理人を選任した場合は、委任状（様式8）を徴するものとする。

- 2 委任状は、委任状に定める必要事項について、本人が自署した書面をもってこれに代えることができる。

(申請者の確認)

第6 校長は、必要があると認めるときは、申請者を確認できる身分を証明する書類（運転免許証、健

康保険証等)の提示を求めることができる。

(統廃合等に係る証明)

第7 統廃合、分離独立及び学科再編(以下「統廃合等」という。)により、現に存在しない学校に在籍していた生徒等への証明は、学籍簿の保管者である統廃合等後の校長が証明するものとする。

(廃棄済に係る証明)

第8 学校教育法施行規則第28条第2項に規定する保存年限を経過し、廃棄した表簿に係る証明について申請があった場合には、発行できない旨を記載した文書(様式9、様式9-2)をもって、申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。